八洲学園高等学校 部活動に係る活動方針

2019年2月1日

1. 部活動の目的

部活動は、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、単に、知識・技術・競技力を向上させるだけでなく、多様な活動・経験を通して、人間的な成長をめざすことを目的とする。

2. 運営について

- (1) 部活動は原則各年度4月に校長の承認をもって活動を開始することとし、各年度2月末に等しく すべての部活動が一旦年度内の活動を終了することとする。
- (2) 各教職員は各年度2月から次年度活動を希望する部活動を校長に申請することができる。
- (3) 各教職員は、校長に次年度の活動申請を行う場合は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画、活動にかかる経費の予算を作成し、承認を受ける必要がある。また、活動計画は、生徒・保護者にも提示し理解と協力を求める必要がある。
- (4) 部活動顧問は複数で担当し、1人の顧問に過度の負担が生じないようにする。 なお、主になる顧問(顧問責任者)は必ず専任教員が担当する必要がある。
- 3. 活動日、休養日及び活動時間の設定について
- (1) 部活動の活動日は週3日以下の設定とする。
- (2) 活動日は平日のみとし、活動時間は16:00までとする。

※ただし、対外試合の前の練習日など、特別に時間を延長して活動したい場合は、

事前に顧問が管理職の承認を得れば、17:00までの活動はできる。

なお、公式の競技大会への出場、文化祭や式典等の学校行事における発表会への出場および事前 に校長が許可した活動においてのみ、平日以外の活動を可能とする。

- (3) 1日の活動時間は、平日では2時間以内、学校の休業日は4時間以内とし、できるだけ短時間に、 合理的でかつ効率的な活動を行う。
- (5) 事前に校長に許可を得た学校の休業日の活動が4時間以上となる場合は、生徒の健康管理に十分 配慮して、休憩時間を適切に設定し、無理のないよう活動するとともに、その後に休養日を設け るなど、学校生活に支障のないように配慮する。
- (6) 公式の競技大会への出場、文化祭や式典等の学校行事における発表会への出場および事前に校長が 許可した活動時の顧問の引率人数については以下の通りとする。

生徒10名未満の場合 引率顧問1名

生徒10名以上の場合 引率顧問2名

生徒15名以上の場合 引率顧問3名

4. 指導について

- (1) 部活動の指導に当たって、体罰は、いかなる理由があっても、決して許されるものではない。 また、威圧的な言動等による指導によって、生徒の自発性を損なうことの無いよう考慮して指導 に当たること。
- (2) 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促

す。

5. その他

- (1) 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を定期的に実施する。
- (2) 無理のない安全な活動メニューを心掛け、自主的に行うことを基本とする。
- (3) 大会参加や練習試合等については、日程等を十分に考慮し、過度な負担とならないようにする。